

設置経緯等

- 「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」の4月中間取りまとめ…外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの検討が盛り込まれる
 - ※ 外国法事務弁護士：外国弁護士（外国の弁護士資格を取得した者）で、日本国内で外国法（原資格法等）に関する一定の法律事務を行うことができる者。法務大臣の承認と日弁連の名簿登録が必要。
- 国際仲裁実務家（弁護士、外国法事務弁護士）、国際仲裁機関（JCAA）、仲裁ユーザーである企業関係者及び研究者を構成員とする有識者検討会をH30.8.31から計3回開催し、H30.9.25に取りまとめ
- 現行の外弁法の規定
外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士、外国法事務弁護士でない外国弁護士）が国内で仲裁手続の代理をするには、次の要件①・②を満たす「国際仲裁事件」であることが必要
 - 〈要件①〉 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であって
 - 〈要件②〉 当事者の全部又は一部の住所・本店等が外国にある場合

報告書概要

「国際仲裁事件」の範囲拡大

〔問題点〕

- 外国を仲裁地とする場合でも、実務上、日本国内で一部仲裁手続（ヒアリング等）を行うことがあるが、現行制度はこれに対応していない（要件①関連）
- 日本に本店のある外資系企業同士の紛争が「国際仲裁事件」とされず、外国法事務弁護士等が代理できない（要件②関連）

〔拡大する範囲の内容〕

「国内を仲裁地」の要件（要件①）を撤廃した上で、新たに一定の涉外性のある事件を「国際仲裁事件」に追加（要件②関連）することにつき、委員から多数の賛同意見

→当事者の全部が日本国内に本店等を有する場合でも、①～③のいずれかに該当する場合には、これを「国際仲裁事件」と扱うこととする

- ① 全部又は一部の当事者の親会社が外国企業（外国に本店等を有する者）である場合 等
- ② 当事者が合意した準拠法が外国法である場合 ※実体的法律関係に涉外性あり
- ③ 外国を仲裁地とする場合（日本で一部仲裁手続を実施する場合）※手続的涉外性あり

国際調停代理の規定整備

〔問題点〕 仲裁と調停は、国際的には紛争解決手段として共に利用されるが、国際調停代理については外弁法上明確な規定がない

〔規定整備の方針〕 「国際調停事件」の規定を「国際仲裁事件」の規定と同様に整備

- 「国際調停事件」の範囲は企業間の取引紛争等とする
- 国際性の基準については、「国際仲裁事件」の基準と概ね同様とする

結 論

- ① 外国法事務弁護士等が代理することができる「国際仲裁事件」の範囲拡大
 - ② 外国法事務弁護士等による国際調停代理の規定の整備 等
- ⇒ 外弁法を改正し、これらの規定の整備を早期に行うよう要望